

指定介護保険サービス等事業者 御中

柏原市福祉こども部福祉指導監査課長

令和6年6月1日付けの介護給付費算定に係る体制等に関する届出について(通知)

令和6年度の報酬改定により、令和6年6月1日付けで加算の新設や、既存の加算の算定要件の変更等が行われます。

つきましては、令和6年6月1日付けでの新たな加算の算定や、算定している加算の区分変更、加算の取り下げを行う場合は、報酬改定に係るものかどうかにかかわらず、下記の要領で加算届をご提出ください。

記

1 本通知の対象となるサービス（柏原市所管）

- ・（介護予防）訪問看護
- ・（介護予防）訪問リハビリテーション
- ・（介護予防）居宅療養管理指導
- ・（介護予防）通所リハビリテーション

※柏原市所管の事業所に限ります。

2 令和6年6月1日付け加算届の取扱い

下記のホームページに記載しているとおり取り扱いますので、必ず内容を十分ご確認ください、ご対応いただきますようお願いいたします。

<http://www.city.kashiwara.osaka.jp/docs/2024043000030/>

3 提出書類

- ①別紙2 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書<指定事業者用>
 - ②別紙1-1-2 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（居宅サービス・施設サービス・居宅介護支援）
 - ③別紙1-2-2 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（介護予防サービス）
 - ④誓約書（居宅サービス等）（令和6年6月1日付け加算届出用）
 - ⑤加算届連絡票（令和6年6月1日付届出用）
 - ⑥返信用定型封筒（切手貼付） 郵送により加算届受付票の返送を希望する場合のみ。
- ※電話での問い合わせに対応できるよう、提出書類はコピーを取っておいてください。

4 提出方法

裏面【問い合わせ・提出先】までメール、郵送にて提出してください。

5 提出期限 令和6年5月15日(水) 消印有効

6 留意事項

(1) 届出が必要な加算等について

令和6年度報酬改定に伴い、新設・区分の変更等のある加算等の項目について、各事業所において算定要件を必ずご確認のうえ、該当事項の番号の前に■印をつけて届出してください。届出なし又は記載がない場合は、「なし」（当該加算等の算定ができない）と取り扱います。

既存の加算等については、6月1日付けで変更があるもののみ記入してください。また、現に算定している加算の要件を事業所において必ずご確認いただき、区分変更や取り下げがあれば同時に届出を行ってください。

(2) 報酬改定に伴う加算等の算定要件について

加算等を届出する場合は、必ず、算定要件をご確認ください。後日に算定要件を満たさないと判明した場合は過誤調整等の手続きが必要となりますのでご注意ください。

届出が不要な加算等でも算定要件が変更されている場合がありますので、算定にあたっては、変更後の「算定基準」等にご確認ください。

(3) その他

令和6年度報酬改定について厚生労働省から告示や解釈通知、Q&Aなどが発出されておりますので、必ずご確認ください。

厚生労働省のホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_38790.html

【問い合わせ・提出先】

〒582-8555 柏原市安堂町 1-55
柏原市福祉こども部福祉指導監査課
TEL 072-971-5202
FAX 072-971-1801